

災害の種類ごとに避難

災害対策基本法の改正を受け、今までの第1次避難所と第2次避難所を見直し、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」にしました。

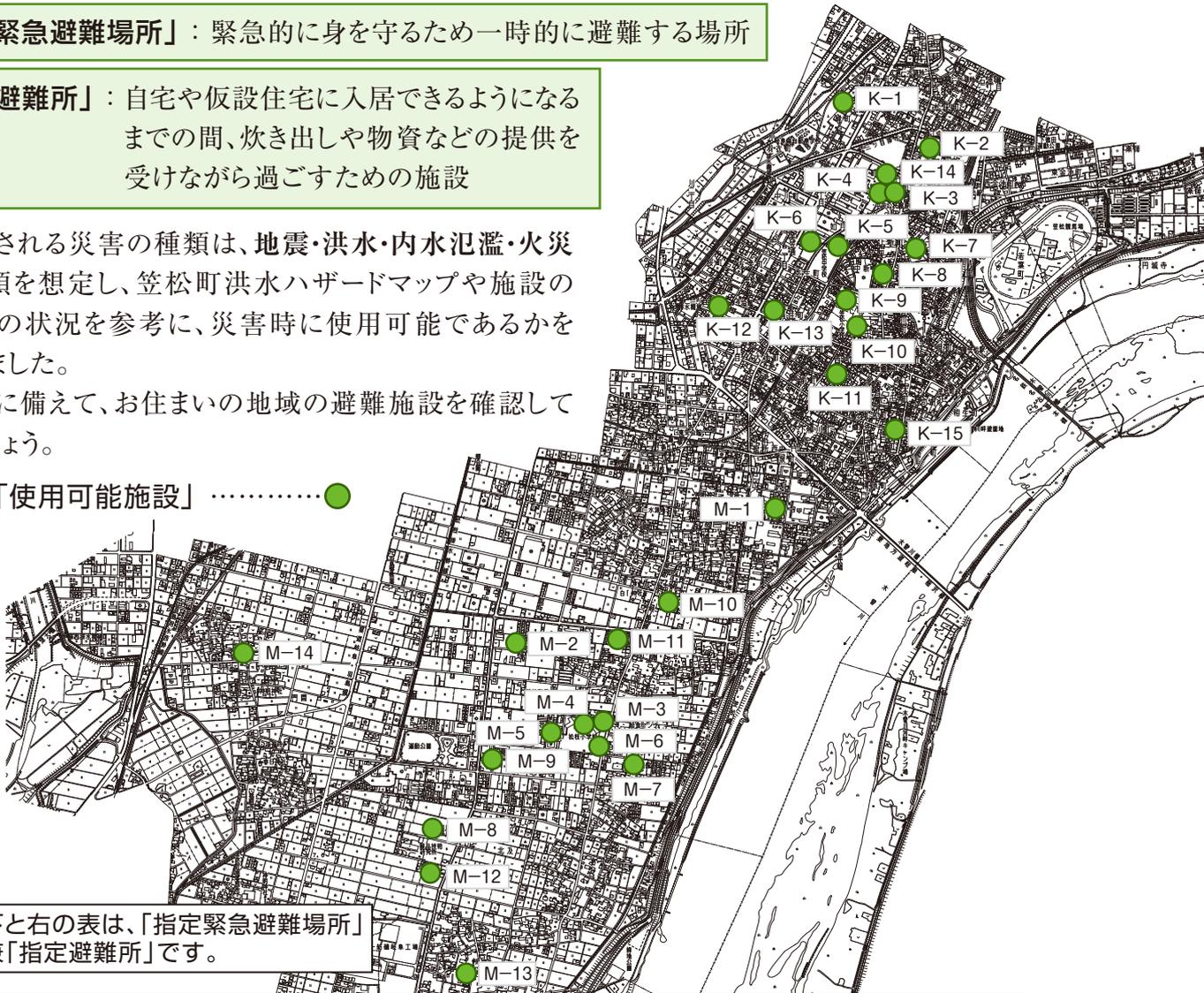
「指定緊急避難場所」：緊急的に身を守るため一時的に避難する場所

「指定避難所」：自宅や仮設住宅に入居できるようになるまでの間、炊き出しや物資などの提供を受けながら過ごすための施設

想定される災害の種類は、地震・洪水・内水氾濫・火災の4種類を想定し、笠松町洪水ハザードマップや施設の耐震化の状況を参考に、災害時に使用可能であるかを判断しました。

災害に備えて、お住まいの地域の避難施設を確認しておきましょう。

凡例：「使用可能施設」……………●



下と右の表は、「指定緊急避難場所」兼「指定避難所」です。

地域	番号	名称	災害種別ごとの避難施設				階層	電話番号	所在地
			地震	洪水	内水	火災			
松枝地域	M-1	児童館	-	-	●	-	1階建	388-0811	田代290
	M-2	福祉健康センター	●	●	●	●	3階建	388-7171	長池408-1
	M-3	南部コミュニティ消防センター	●	●	●	●	2階建	387-7633	長池634
	M-4	松枝小学校	●	●	●	●	3階建	388-2551	長池642
	M-5	松枝小学校体育館	●	●	●	●	2階建		
	M-6	南体育館	-	-	●	●	2階建	-	長池642
	M-7	松枝公民館	-	●	●	●	2階建	387-0156	長池292
	M-8	松枝みなみ会館	●	-	●	●	1階建	-	北及33-2
	M-9	松枝保育所	●	-	●	●	1階建	387-2298	北及1783
	M-10	リバーサイド笠松園	●	●	●	●	4階建	388-5222	田代621-1
	M-11	笠松幼稚園	●	●	●	●	2階建	388-1651	長池377
	M-12	笠松双葉幼稚園	●	-	●	●	1階建	387-9155	北及66
	M-13	児神社	-	-	●	-	1階建	-	北及1100
	M-14	北門間会館	●	●	●	●	2階建	-	門間522-1